

令和6年9月2日

田中 良輝 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	加 藤 元 弥
同	青 山 圭 一

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和6年7月9日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

（理由）

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、請求の対象とする県の財務会計上の行為を「不正の兆候指摘後の神奈川県馬主協会に対する補助金の継続的抛」とし、県が、一般社団法人神奈川県馬主協会（以下「馬主協会」という。）の様々な不正を承知の上で補助金を抛出していること等により、県に損害が発生するおそれがあると主張して、補助金抛出プロセスの特定・検証等の措置を求めている。

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為については、最高裁判例（平成2年6月5日）において、地方自治法第242条第1項の規定について、「一定の期間にわたる当該行為等を含めて、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である」とされ、「対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すること」を要すると判示されている。

しかしながら、請求人が事実を証する書面として提出した、JCP神奈川県議会議員団事務局の令和4年8月22日付け電子メールは、当該県議団が、請求人からの問合せを受けて、県の担当課等に確認した結果、「問題があるとは言えないとの結論に至りました」としているのみであり、県が馬主協会に補助金を抛出している事実は確認できない。

また、同じく事実を証する書面として提出した、馬主協作成の「令和6年度定時総会参考書類（議案等）」中の「第1号議案 令和5年度計算書類承認の件」の12ページに記載の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」によれば、令和5年度の補助金の交付者は「神奈川県川崎競馬組合」及び「日本地方競馬馬主振興協会」とあり、県は記載されていない。

そのため、請求人が主張する、県が、馬主協会の様々な不正を承知の上で補助金を抛出している事実を証する書面が提出されていないことから、請求人が請求の対象となる県の財務会計上の行為を、個別的、具体的に摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。